

会社の勤務指定のここはおかしいぞ！ シリーズ⑥

「制服で通勤しても良い」と開き直る会社 更衣時間は労働時間が常識！その1

全社員の皆さん、JR東海労はこの間、更衣時間が労働時間であることを主張してきました。しかし、会社は「更衣時間は使用者の指揮命令下にあるとは言えず、労働時間ではない」と一点張りです。全社員の皆さん、これで納得はいきますか？

更衣時間が労働時間であることは、今や社会の常識です。これに逆らうことは、法令違反と言うべきでしょう。いくつか紹介しますと、裁判では三菱重工業長崎造船所事件（更衣時間）、スズキ自動車事件（体操・朝礼時間）は、労働時間と認定されました。JR東日本は、三菱重工の判例を機に更衣時間を労働時間としました。厚生労働省は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を公表し、更衣時間が労働時間であることを明示しました。JR東海労は、各労働基準監督署に出向きました。労基署の見解は、「**制服の着用が決められている時間は労働時間であることは社会的にも常識**」でした。

会社は、更衣時間を指揮命令下にしないための言い訳に必至です。昨年11月8日に基本協約団交での質問の回答を幹事に行いましたが、「**制服で通勤しても構わない**」と言い出したのです。おまけに、退勤後制服で「**常識内でおとなしく飲むなら**」良いと、まさに苦し紛れの言い訳です。全社員の皆さん、制服で電車で通勤しますか？ 制服で居酒屋で酒を飲みますか？ 答えはNO！でしょう。

法令を遵守しないと、このように次々と矛盾が出てきますよね。

おさらい

更衣時間は自己の時間……………×

更衣時間は労働時間……………○